

# 学校いじめ防止等のための基本的な方針

長野市立長野高等学校

## 一 いじめ防止等の対策のための基本的な方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号、以下「法」という。）第13条により、長野高等学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

### 1 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

本校では様々ないじめ防止等の対策を通じて、いじめを許さない学校づくりをすすめると共に、一人一人の違いを認め合い、互いの人権を尊重し合える生徒の育成を目指す。

### 2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。生徒の内発的な力を活かし、それを「教師力」「保護者力」「地域力」「外部力」で支えながら安心・安全な学校づくりを進め、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

#### (1) いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせない。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- ・生徒に「いじめは絶対許されない」ことへの理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人権を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- ・いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

## (2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせない。また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを大切にする。

## (3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

## (4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取り組みを大切にする。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておく。

# 3 いじめ問題の理解

## (1) いじめをとらえる視点

この基本方針における「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものとする。（法第2条参照）

## (2) いじめの様態

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※参照 文部科学省「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」、「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」

## (3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第 22 条に規定）を活用して複数の教員で行うことを原則とする。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する。》

- 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
- 行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

#### (4) いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られ、日常的な未然防止にもつながる。

##### ア いじめの背景

- 直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。(地域社会)
- 心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。(家庭)
- 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。(学校)

また、生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

##### イ いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。

##### ウ いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、

- ① 過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ いじめの被害者となることへの回避感情 などが挙げられる。

## 二 いじめの防止等のための取り組み

### 1 学校の「いじめの防止等の対策委員会」の位置づけ

#### (1) 構成員

校長、教頭、生徒指導担当、学級担任、学年主任、養護教諭、関係教職員等とする。必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、人権擁護委員）、その他の関係者（保健師、学校評議員、民生委員、弁護士、医師等）を拡充する。

#### (2) 役割

- ① 学校のいじめ防止等の取り組みの計画立案と評価を行う。
- ② 取り組みに対する記録を残すとともに、その取り組みに対する振り返りを行う。
- ③ 個別相談や相談窓口に寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し、対応を検討する。
- ④ 情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ⑤ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得るとともに、対応が困難な場合の体制を整えておく。

### 2 いじめ防止等の取り組み

#### (1) いじめの未然防止・早期発見の取り組み

##### ① いじめの未然防止の取り組み

##### ア 授業づくりの視点から

〈規律ある授業・成就感・達成感のある授業〉

○成就感・達成感のある問題解決型授業に取り組み、確実な学習内容の定着を心がける。

○学習環境づくりに配慮し、すべての生徒が安心して学習できるようにする。

〈道徳教育の充実〉

○全ての授業及び特別活動等を通して道徳心を養い、いじめは決して行わないとする心の醸成を図る。

〈人権教育の視点に立った授業〉

○人権教育の研究を推し進め、他者の思いに共感する授業、自尊感情を高める授業、かかわり合いや表現力が高まる授業づくりについて研究を進める。

○グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。

## イ 人間関係づくりの視点から

〈互いの違いを認め合う人権教育月間〉

○10月に人権教育強調月間を設け、人権教育の授業を行う。

○10月に生徒を対象に人権にかかわる講演会を開く。（中高合同）

〈互いを受容し、認め合う学級活動〉

○社会や地域とのかかわりの中から自分の生き方について考える「翼プロジェクト」を通し、多くの方の思いにふれる機会をつくる。

○コミュニケーションを活性化させる活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。

○生徒が気持ちを一つにして取り組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。

○清掃等の平常活動や行事を通して、互いのよさを認め合う場を設ける。

## ウ 研修の視点から

○年に1回以上、職員によるいじめや生徒理解についての研修を行う。

○外部講師を招き、生徒・職員・保護者向けの情報モラル研修・SNS利用時における適切な利用についての講演会を実施する。

## エ 関係機関とのネットワークづくり

○随時、相談機関、警察関係機関との連絡を取り合う。

## ② いじめの早期発見の取り組み

### ア 生徒の実態把握の視点から

〈アンケート調査の活用〉

○生徒理解のデータとして、職員間で情報を共有したり、生徒と相談を行ったりする。

〈定期的な教育相談〉

○定期的に教育相談の機会をとり、放課後に相談の時間を設定する。

○保護者懇談の際に、保護者、生徒から人間関係で困っていることがないか、気になることはないか聞くようにする。

〈日々のコミュニケーション〉

○何気ない日常における雑談等を通して、生徒の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。

○保健室の対話の中で、生徒が心のうちを語る場合もある。保健室における生徒の言葉に耳を傾け、背景にある思いを受けとめるようにする。

〈生徒の観察〉

○教師が生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする。

○授業において、人間関係のトラブルが要因で友とのかかわりがもちにくい様子

が見られたり、気持ちが学習に向かなかつたりする場面も見られることがある。  
授業中の生徒の様子を丁寧に観察する。

〈保護者との連携〉

- 校内相談窓口を設け生徒や保護者に周知する。
- 生徒について気になることがあった場合には、遠慮せずに学校に相談するよう、通信を通して呼びかける。

〈職員間の連絡〉

- からかいやふざけでも関係職員にメモ・口頭で報告・情報共有する等、いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめの防止等の対策のための組織」等と情報を共有し、指導の方向を適切に判断できるようにする。また、そのための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。
- 職員会・学年会ごとに、生徒に関わる情報を共有し、生徒理解に努める。

イ 相談窓口の提示の視点から

〈相談機関の掲示〉

- 年度当初、生徒、保護者向けに、相談機関を一覧にした通信を発行する。
- 相談機関一覧を各教室に掲示する。

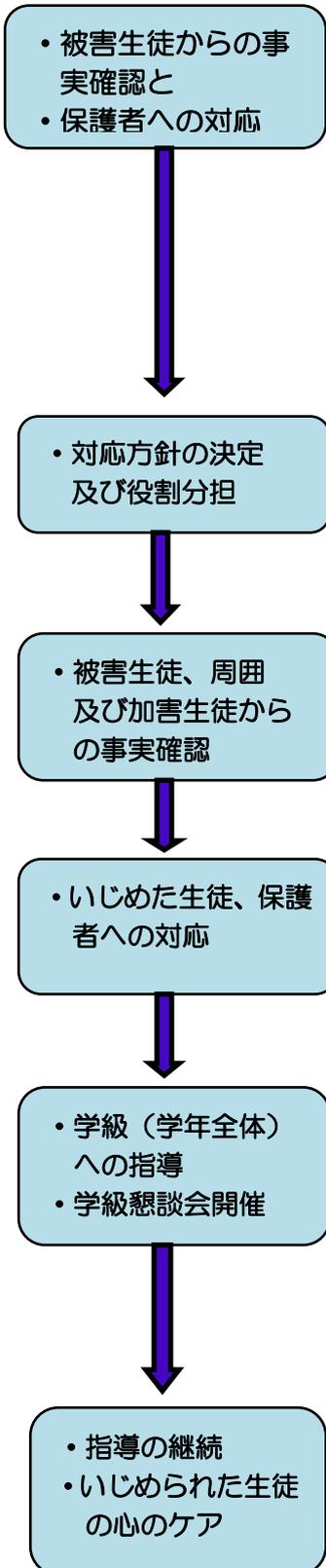
ウ 学校への評価

- 学校公開日の折に保護者にアンケートを行い、学校への意見・要望を集約する。
- 学校評議員会を開催し、いじめ防止、発見、対応等の学校の取組について報告し、評価をしていただくとともに、生徒の様子に関する感想、意見を集約する。

(2) いじめが起きたときの対応

## 「いじめ」問題への対応

○学校は「いじめの事実」を把握し、「いじめられている生徒」の立場にたち、全力でその生徒を守り、組織的に問題の解決を図る。



○管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭訪問には教頭・学年主任等が担任に同行するなど、複数で対応する。

【生徒】

- 保護者の了解を得た上で事実確認をする。生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら可能な限り詳細に聴く。生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけてじっくり聞きながら、「どの事実がいじめにあたるか」確認をする。

【保護者】

- 保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば誠意をもって謝罪をする。
- 生徒と保護者に、安心して学校生活ができるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡をとり合う中で説明することを伝える。

○管理職と関係教職員で、家庭訪問等で得た情報をもとに課題を明確にするとともに、今後の指導方針・指導内容・役割分担を決める。

※「いじめ防止対策委員会」で体制を整え、組織で対応する。

- 5W1Hに基づき正確に事実を把握する。その際は生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに思いこみや憶測が入らないように慎重に行う。

- いじめた生徒から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。

- 担任、学年主任、教頭等の複数同席の家庭訪問等により、児童生徒に確認した「いじめの事実」に基づき、行った行為やその行為を受けた生徒の心情を伝える。そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。

- 保護者に、いじめの解決を通して生徒のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え協力を求める。

- 保護者が孤立感を感じさせないように配慮し、保護者と共に解決に向けての取り組みを考えながら家庭での子どもへの接し方について助言する。

- いじめられた者のつらさを理解させるとともに、傍観している行為がいじめを助長させていることを理解させいじめを許さない態度を育成する。

- いじめの事実を伝えて指導する場合は必ず本人と保護者の了解を得る。

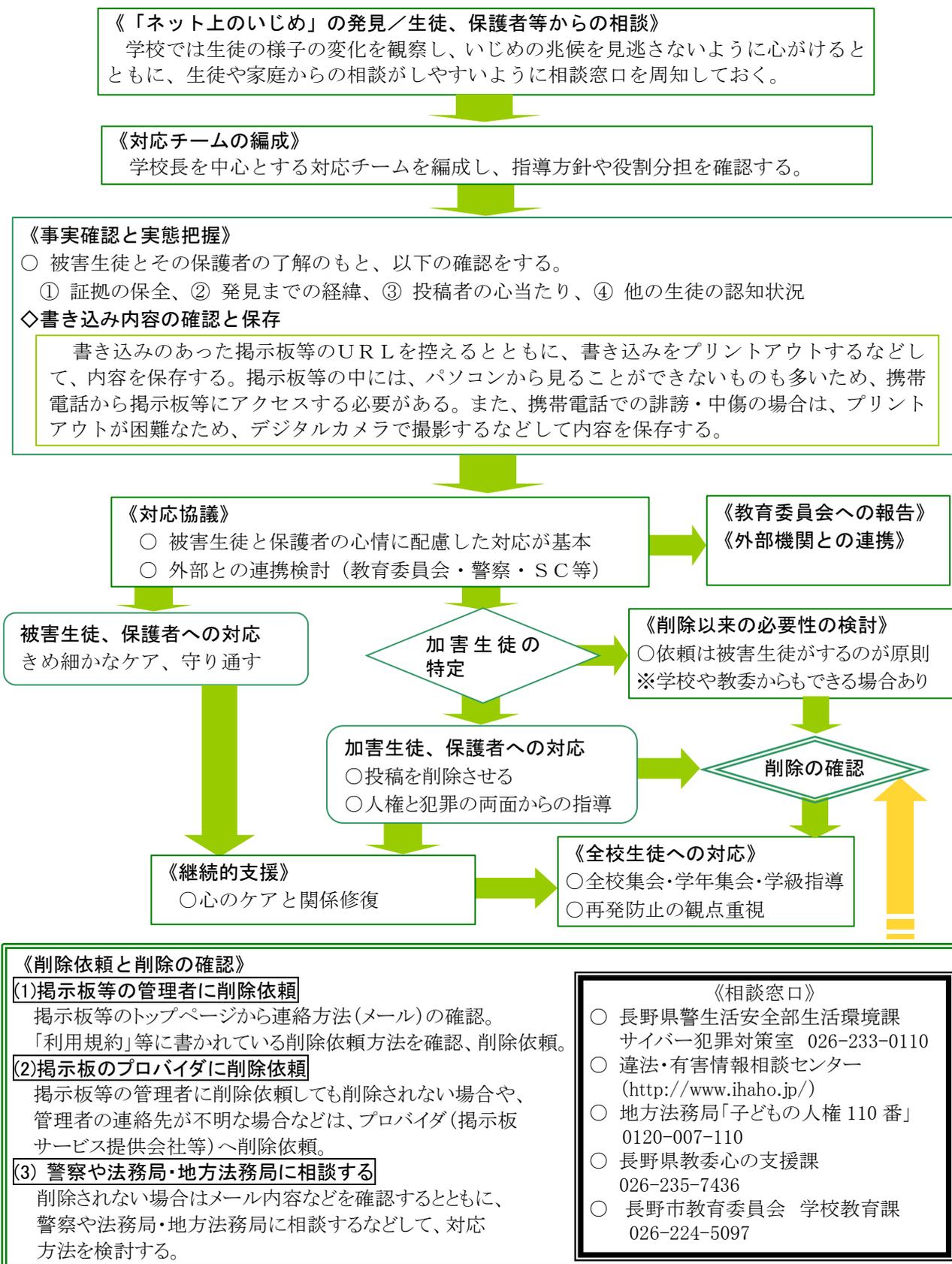
- 保護者の協力が必要な場合は、「学級保護者懇談会」を開く。両保護者出席、開催目的の説明、事実の説明、保護者への協力要請。

- 担任は双方の生徒の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭の様子について情報交換したりするなど継続して生徒の成長を見守る。関係した生徒の成長を教師間で温かく見守る。

- 生徒に対する継続的なカウンセリングについて配慮する。

# (1) ネット上のいじめへの対応

## 【ネット上のいじめへの対応手順】フロー



#### (4) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

##### 《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

#### ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野市教育委員会事務局及び長野県教育委員会事務局に報告する。

#### イ 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- 速やかに「学校におけるいじめの防止対策委員会」を立ち上げる。
- 関係生徒、保護者へ迅速に連絡する。
- 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

#### ウ 事実関係を明確にするための調査を行う

長野県教育委員会事務局の指導・助言及び長野市教育委員会事務局の判断の下、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

#### <調査委員会の設置>

当該重大事態に応じて、学校は長野市教育委員会の判断の下、調査委員会を設置する。

#### <組織の構成>

「学校におけるいじめの防止等の対策委員会」の構成員

(校長、教頭、学級担任、養護教諭、生徒指導担当、関係教職員等)

必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）、その他の関係者（保健師、学校評議員、民生委員、弁護士、医師等）を拡充する。

#### エ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

#### <いじめられた生徒からの聴き取り>

○いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

○いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

#### <いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合>

○生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

○調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

#### オ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成 23 年 3 月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）（文科省）、「生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

## カ 調査結果の提供及び報告

〈いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供〉

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

〈調査結果の報告〉

調査結果については、長野市教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

## キ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

令和5年4月1日改訂